

私たちの街から 「人身取引」被害をなくしましょう

**無関心が、人身取引という犯罪を増やします
近所に被害者と思われる方はいませんか？**

「人身取引」とは、

「トラフィッキング」と言われ、国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐等の強制的な手段によって、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。

刑法第226条の2では、人身売買罪が規定され刑罰が科せられます。



私たちの周辺に、こんな方はいませんか

- 身体にあざがあったり、暴力や脅迫を受けていると思われる外国人女性はいないか。
- パスポートを取り上げられている者はいないか。
- 身を潜めて生活する外国人はいないか。
- いつも監視されている外国人女性はいないか。
- 不自然を感じる外国人は住んでいないか。

情報をお寄せください

被害者は、犯罪組織から拘束され、自ら逃げる気力を失っています。

被害者は、母国に住む家族に危害が及ぶことを恐れて、被害申告をためらっています。県と千葉県警察は、被害者の安全を確保するために、早期の保護や帰国に向けた支援を行います。

皆様からの情報をお寄せください。

情報連絡先

千葉県 男女共同参画課 (入力された情報は、警察にも提供されます)

メール: kyodo3@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県警察本部 風俗保安課

TEL:043-201-0110(内線3446・3447)